

補助対象事業の要件

補助金の交付の対象とする補助事業は、以下に示す要件を全て満たす必要があります。全ての要件を満たしていることが分かるように、「要件と応募書類との対応」(37P参照)を確認し、応募書類を作成してください。

- 1) 下表の左欄の対象設備の区分ごとに右欄の条件を満たすものであること。
 なお、当該施設が、主として廃棄物を処理する施設であること(湿重量ベースで廃棄物が処理物の半分以上を占めること。)

対象設備	対象の条件
[ア]廃棄物高効率熱回収	<p>熱回収率が以下の表の値以上 (施設規模により異なる)</p> <p>100トン/日以下： 12%以上 100トン/日超： 14%以上 150トン/日超： 15.5%以上 200トン/日超： 17%以上 300トン/日超： 18.5%以上 450トン/日超： 20%以上 600トン/日超： 21%以上 800トン/日超： 22%以上 1,000トン/日超： 23%以上 1,400トン/日超： 24%以上 1,800トン/日超： 25%以上</p> <p>RDF発電、ガスリパワリング型廃棄物発電は対象としない。</p>
[イ]廃棄物燃料製造	<p>(ア) メタン発酵方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス製造量： 300Nm³/日以上 ・発熱量： 18.84MJ/Nm³(4,500kcal/Nm³)以上 <p>(イ) メタン発酵方式以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー回収率： 60%以上 ・発熱量 <ul style="list-style-type: none"> 固形化： 12.56MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上 液化： 33.49MJ/kg (8,000kcal/kg) 以上 ガス化： 4.19MJ/Nm³ (1,000kcal/Nm³) 以上 RPF化： 25.70MJ/kg (6,139kcal/kg) 以上 <p>バイオエタノール及びバイオディーゼル製造は対象としない。</p>

- 2) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本原則に沿った事業であること。
- 3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの、又は第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けたものであること。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条又は第15条の適用を受けない施設においては、この限りでない。
- 4) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、電気若しくは熱の利用先又は製造された燃料の利用先が確定している旨を証明できること。
- 5) 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること。
- 6) 廃棄物高効率熱回収事業及び廃棄物燃料製造事業に係る施設が適正に管理されるよう、周辺住民の理解の下に、当該事業に係る管理・運営体制が整備されている旨を証明できること。
- 7) 補助事業に係る廃棄物の処理施設の安全性に関する情報公開等を行わなければならないこと。
 - ア) 情報公開等を行うに当たっては、16) に掲げる範囲を中心に、処理施設の安全性等に関する説明書を作成して周辺住民に開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合には、当該質疑応答等の結果の概要を翌年度の4月末日までに財団に報告しなければならないこと。
 - イ) 交付規程に規定する財産処分を制限する期間中は毎年度、16) に掲げる範囲を中心に、処理施設の実際の安全性について点検し、その結果を開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合には、当該質疑応答等の結果の概要について補助を受けた翌年度の4月末日までに環境大臣に報告しなければならないこと。
- 8) 当該事業の遂行によって他の事業者に対する波及効果が見込まれること。
- 9) 事業者の取組として先進的であること。
- 10) 1) の表の左欄の[ア]の対象設備においては、稼働開始後5年以内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく熱回収施設設置者の認定を都道府県知事または政令市長から受ける旨の誓約書を提出すること。
- 11) 産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応しているものであること。
- 12) 当該事業の実施及び当該事業により整備された施設の稼働において発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者として都道府県知事または政令市長の認定を受けた者によって処理されること。
- 13) 事業の実施主体は、処理施設の稼働から6年以内に優良産廃処理業者として都道府県知事または政令市長の認定を受ける旨の誓約書を提出すること。
- 14) 断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものであること。
- 15) 交付の対象となる事業の範囲
施設の新設、増設又は改造に係る事業とする。
- 16) 交付の対象となる設備の範囲
交付の対象となる設備の範囲は、次のとおりである。
基礎工事（土木建築工事に係る杭基礎等）や上屋等の土木建築に係る費用は、原

則として、補助対象となる設備の範囲に含まない。ただし、ごみピット等の廃棄物処理に必要な設備の場合はこの限りではない。

①ー 1 廃棄物高効率熱回収事業

- ア) 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ) 燃焼設備・焼却残さ溶融設備、その他廃棄物の焼却に必要な設備
- ウ) 燃焼ガス冷却設備
- エ) 発電設備
- オ) 熱供給設備
- カ) 排ガス処理設備
- キ) 通風設備
- ク) 灰出し設備
- ケ) 排水処理設備
- コ) 不燃物処理・資源化設備
- サ) 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- シ) 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ス) 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

①ー 2 廃棄物燃料製造事業

- ア) 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ) 脱水・乾燥設備
- ウ) 焼結設備
- エ) 溶融設備
- オ) 破碎設備
- カ) 選別・分級設備
- キ) 圧縮設備
- ク) 醗酵設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ケ) 排ガス処理設備
- コ) 固形化設備
- サ) 搬出設備
- シ) 排水処理設備
- ス) 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- セ) 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

※ 上記に規定する要件等を満たしているかは、実施計画書等をもとに厳格に審査を行うものとする。